

令和4年第3回稲沢市農業委員会総会会議録

令和4年3月25日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行		
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
		10番	木村 均
		12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
4番	川松 忠彦	9番	橋本 淳
11番	佐藤 哲郎	19番	八木 章嘉

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広		

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主任	西川 敦
----	-------	----	------

午後2時00分開会

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第3回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、川松忠彦委員、橋本淳委員、佐藤哲郎委員、八木章嘉委員の4名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」となっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【会長】

皆さん、こんにちは。農作業が本格化する時期を迎え、大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、只今から、令和4年第3回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、14番田中倫雄委員、16番横井彰生委員を指名いたします。

次に日程第2議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみになります。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在1,927㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事しています。

番号2番と4番は受人が同一世帯であるため、一括で説明いたします。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親と息子夫婦であり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在17,036㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では250日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子関係にあり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在15,460㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では400日農業に従事しています。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在324,805㎡の農地を経営しており、個人で年間340日、世帯では640日農業に従事しております。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在3,492㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では410日農業に従事しております。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 4,385 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 600 日農業に従事しております。

(番号 8 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 5,620 m²の農地を経営しており、個人で年間 250 日農業に従事しております。

番号 9 番と 10 番は受人が同一世帯のため、一括で説明いたします。

(番号 9 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

こちらの 2 筆につきましては登記地目は田ですが、現況は畑になります。

(番号 10 申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 15,798. m²の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 240 日農業に従事しております。

4 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 10 件、移動の土地は、田 6 筆 8,849 m²、畑 6 筆 2,183 m²、合計 12 筆 11,032 m²です。

以上 10 件のうち、番号 1 番から 10 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

5ページをお願いします。

議案第12号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

6ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、農業用倉庫を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の拡張に供しているため許可要件を満たしております。

7ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、3件、転用の土地は、田1筆128㎡、畑3筆1012㎡、合計1,142㎡です。

以上、4条申請3件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第12号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

つづきまして、8ページをお願いいたします。議案第13号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは農業用資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは集出荷、加工などの施設を建築します。農地区分は農用地ですが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途に供するため、許可できます。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

つづきまして10ページをお願いします。

ここからは権利設定の案件です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは作業場を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは物流倉庫を建築することによって、現場事務所および駐車場を設置するために、一時的に転用します。転用期間につきましては、令和4年5月1日から令和6年3月31日までの1年11ヶ月です。

つづきまして、11ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、14件転用土地 田 11筆 5,663㎡ 畑 13筆 3,729㎡ 合計 9,392㎡です。

以上5条申請 14件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案12ページをお願い致します。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第2項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件と、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける案件の2種類がございます。

13 ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ相対の案件になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定が2筆です。

貸借期間は令和4年5月15日から令和14年1月9日までです。

14 ページをお願いします。

こちらは、農地中間管理機構である、愛知県農業振興基金が農地を借り受ける農用地利用集積計画になります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は34筆、使用貸借権の設定は12筆です。

貸借期間は令和4年5月1日から令和9年12月31日までが6筆、令和4年5月1日から令和14年12月31日までが40筆です。

18 ページ総括表をお願い致します。

田 42筆 26,284 m² 畑 6筆 3,185 m² 合計 48筆 29,469 m²になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第15号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 19 ページをお願い致します。

議案 第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用配分計画に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。
本日付け提出 会長名でございます。

20 ページをお願い致します。

こちらの案件につきましては、先ほどの集積計画の中で中間管理機構が借り受けた農地について耕作者へ配分する計画となります。

(申請地、地目、面積を朗読)

賃借権の設定は 34 筆、使用貸借権の設定は 12 筆です。

貸借期間は令和 4 年 5 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までが 6 筆、令和 4 年 5 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までが 40 筆です。

24 ページ総括表をお願い致します。

田 40 筆 23,917 m² 畑 6 筆 3,185 m² 合計 46 筆 27,102 m²になります。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限より、杉村由幸委員、瀧信義委員、田中倫雄委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

【会長】

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第7 議案第16号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について を議案といたします。事務局から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案25ページをお願いします。

議案第16号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農振除外案件が13件です。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

先に議案の訂正がございます。26ページの申請番号1番ですが、取り下げ依頼がありましたので、省いていただくようお願いいたします。

訂正したうえで進めさせていただきます。

(番号2 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

こちらは工場を増設するための農振除外です。

(番号3 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

分家住宅を建築するための農振除外です。

(番号4 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

分家住宅を建築するための農振除外です。

(番号5 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

敷地拡張を目的とした農振除外です。

(番号6 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)

敷地拡張を目的とした農振除外です。

(番号7 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)
駐車場を設置するための農振除外です。

(番号8 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)
駐車場を設置するための農振除外です。

(番号9 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)
福祉施設を建築するための農振除外です。

(番号10 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)
分家住宅を建築するための農振除外です。

(番号11 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)
敷地拡張を目的とした農振除外です。

(番号12 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)
診療所を設置するための農振除外です。

(番号13 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)
資材置場を設置するための農振除外です。

(番号14 申出人氏名、土地所有者氏名、申出地、登記地目、面積朗読)
分家住宅を建築するための農振除外です。

以上、合計除外件数は13件、田7,805㎡、畑6,224㎡ 合計14,029㎡
いずれも農振法第13条第2項の要件を満たすものとして、除外相当と考えます。

説明は以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第16号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第8 報告第7号 現況証明願の報告についてから日程第10 報告9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

30 ページをお願いします。

報告第7号現況証明の報告についてです。

現況証明が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

31 ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

昭和46年より住宅敷地として利用しておりました。

(番号2申請地、地目、面積朗読)

昭和62年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、32 ページをお願いします。報告第8号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の(5)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

33 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号届出です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

共同住宅による転用でございます。

34 ページ総括表をお願いします。

申請件数 1件 田 2筆 472㎡ 合計 472㎡です。

つづきまして 35 ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の届出(所有権移転)です。

(番号1申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号2申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号3申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号4申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

一時利用地として484.12㎡での申請になります。

(番号5申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、集合住宅による転用でございます。

(番号6申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

(番号7申請地、地目、面積、権利朗読)

売買による所有権移転で、貸駐車場による転用でございます。

つづきまして、36ページをお願いします。

農地法第5条第1項第7号の(権利設定)の届出です。

(番号8申請地、地目、面積、権利朗読)

使用貸借権の設定で、住宅による転用でございます。

37ページの総括表をお願いします。

申請件数 8件 田8筆 1545㎡ 畑6筆 852㎡ 合計2397㎡です。

つづきまして、38ページをお願いします。

報告第9号 農地法第18条6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。本日付け、会長名です。

39ページをお願いいたします。

番号1番、2番及び3番は申請3件で出されたため、一括で説明いたします。

(番号1申請地、地目、面積朗読)

(番号2申請地、地目、面積朗読)

(番号3申請地、地目、面積朗読)

農地売却のための、賃借権の解除です。

(番号4申請地、地目、面積朗読)

農地売却のための、賃借権の解除です。

(番号5申請地、地目、面積朗読)

農地売却のための賃借権の解除です。

40ページの総括表をお願いします。

申請件数 5件 田 9筆 7,277㎡です。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和4年第3回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時41分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

14番委員

田中 倫雄

16番委員

横井 彰夫